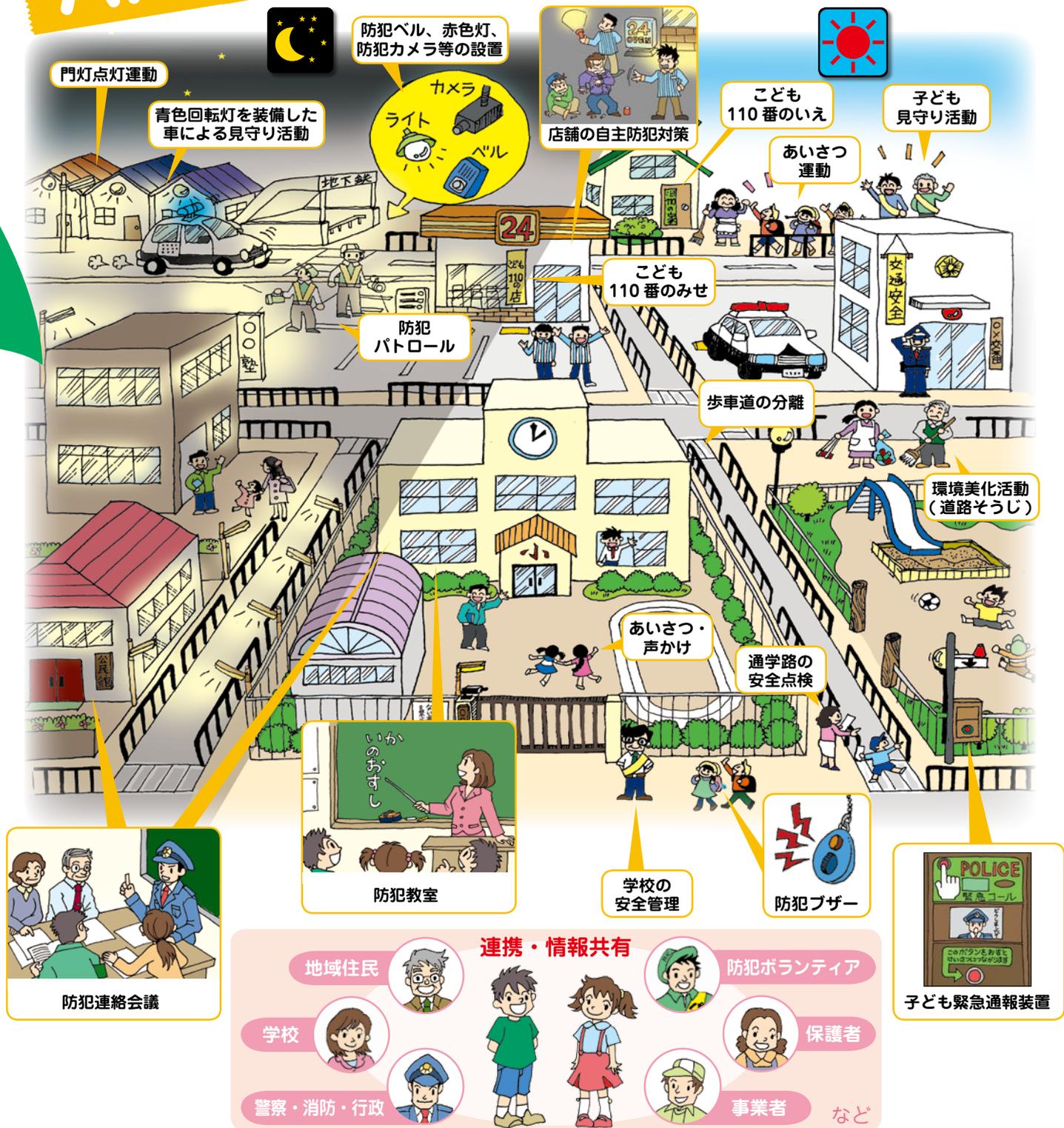


# まちにしませんか!

After

学校・通学路等において児童生徒等の安全を確保するためには、安全管理面だけでなく、自分の身の安全を守る対処方法を身につけるとともに、地域住民、学校、保護者等による連携した活動や情報の共有が大切です。



この指針にいう「学校等」とは、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の学校、保育所・児童養護施設等の児童福祉施設、放課後児童クラブ及び学習塾等の施設、「通学路等」とは、児童生徒等の通学・通園等の用に供されている道路、子どもが日常的に利用している公園及び広場等をいいます。

このまちのイラストは、防犯に配慮した環境面を中心にイメージしたものです。

平成20年4月発行

## 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部

京都府府民生活部安心・安全まちづくり推進課（推進本部事務局）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL 075-414-5079

E-mail [anshinmachi@pref.kyoto.lg.jp](mailto:anshinmachi@pref.kyoto.lg.jp)

<http://www.pref.kyoto.jp/anshin/index.html>

京都府広報印刷物 No.2004006



再生紙を  
使用しています



地球にやさしく、人にやさしい、大豆から  
作った植物性インクを使用しています。